

# 工場・事業場から発生する騒音・振動に係る届出の手引き

亶理町町民生活課

## 1. 騒音及び振動の規制について

騒音規制法、振動規制法及び宮城県公害防止条例に基づき、指定地域内（2参照）において工場・事業場に騒音・振動の発生する施設（以下「特定施設」という。）を設置する場合は、事前（30日前）に亶理町に届け出ることが義務付けられています。

また、特定施設を設置した特定工場等（県条例では特定事業場という。）の設置者は騒音・振動の規制基準を遵守する義務があります。

## 2. 指定地域

騒音規制法 振動規制法	都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内…都市計画用途地域（1） （同法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。）
宮城県公害防止条例	亶理町内全域（2）

## 3. 法と条例の関係

状況	2-(1)法指定地域内(都市計画用途地域)に立地する工場・事業場	2-(2)法指定地域外(都市計画用途地域外)に立地する工場・事業場
法・条例に共通する特定施設のみを設置 または 条例でのみ規制する特定施設を併せて設置	騒音規制法・振動規制法に基づく届出	公害防止条例に基づく届出
条例でのみ規制する特定施設のみを設置	公害防止条例に基づく届出	公害防止条例に基づく届出

## 4. 特定施設の種類の

4 ページ一覧表のとおり

## 5. 届出の種類と提出期限等

届出の種類	関係法令等		提出期限
設置届	騒音規制法(第6条第1項) 振動規制法(第6条第1項) 県公害防止条例(第35条第1項)	工場・事業場に <b>初めて</b> 特定施設を設置する場合	工事開始の30日前まで
使用届	騒音規制法(第7条第1項) 振動規制法(第7条第1項)	①新たに指定地域となった場合で、その地域内に特定施設を有する場合 ②特定施設でなかった施設が新たに特定施設となったことで <b>初めて</b> 特定工場等となった場合	当該日から30日以内
	県公害防止条例(第36条第1項)	特定施設でなかった施設が新たに特定施設となったことで <b>初めて</b> 特定事業場となった場合	
(数等の)変更届 ※軽微な変更は届出不要 控外参照	騒音規制法(第8条第1項)	特定工場等において、 <b>特定施設の種類の数又は騒音の防止の方法を変更</b> する場合	工事開始の30日前まで
	振動規制法(第8条第1項・第2項)	①特定工場等において、 <b>特定施設の種類の数及び能力ごとの数、振動の防止の方法又は使用の方法を変更</b> する場合 ②特定工場等に設置している <b>特定施設以外の施設が特定施設となった場合</b>	①工事開始の30日前まで ②当該日から30日以内
	県公害防止条例(第37条第1項・第2項)	①特定事業場において、 <b>特定施設の種類の数(振動においては種類及び能力ごと)の数又は騒音・振動の防止の方法その他規則に定める事項を変更</b> する場合 ②特定事業場に設置している <b>特定施設以外の施設が特定施設となった場合</b>	
氏名等の変更届	騒音規制法(第10条第1項) 振動規制法(第10条第1項)	届出者について、氏名又は名称及び法人にあってはその代表者、工場・事業場の名称および所在地に変更があった場合	変更の日から30日以内
廃止届	県公害防止条例(第40条第1項)	特定施設の <b>すべての使用を廃止</b> した場合	廃止の日から30日以内
承継届	騒音規制法(第11条第1~3項) 振動規制法(第11条第1~3項) 県公害防止条例(第41条第1~3項)	<b>届けている特定施設の全部</b> を譲り受け、又は借り受けた場合。あるいは相続又は合併があった場合	承継のあった日から30日以内

※届出不要となる軽微な変更

【騒音】数：種類ごとの数が減少する場合。種類ごとの数の増加が直近の届出の2倍以内である場合。

騒音の防止の方法：騒音の大きさの増加を伴わない場合。

【振動】数：種類ごと及び能力の数が増加しない場合。

振動の防止の方法：振動の大きさの増加を伴わない場合

使用の方法：使用開始時刻の繰り上げまたは使用終了時刻の繰り下げを伴わない場合。

**6. 届出様式及び添付書類等**

- 提出部数  
届出書、添付書類を含めて以下のとおり提出してください。  
正本1部 写し1部 合計2部
- 届出様式  
各届出様式は、互理町ホームページからダウンロードすることができます。  
<http://www.town.watari.miyagi.jp/index.cfm/28,30227,23,233.html>
- 添付書類等
  - ①特定施設の配置図
  - ②特定工場(特定事業場)及びその付近見取り図
  - ③変更の事項に係る書類
  - ④その他、必要と認める書類
 ※法及び県条例の届出において同一時期かつ同一事業所が届出を行う場合、重複する添付書類は共用できます。

**7. 届出先・問合せ先**

互理町町民生活課生活環境班  
〒989-2393 互理町字悠里1番地  
TEL : 0223-34-1113 FAX : 0223-34-6178

**8. 規制基準**

【騒音関係】 公害防止条例施行規則別表第2第4号

●騒音の測定は、特定事業場の敷地境界線上とする。

区域の区分		時間の区分			
		朝 午前6時から 午前8時まで	昼間 午前8時から 午後7時まで	夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 午前6時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 文教地域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域(※1)	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域外	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域(※1)	商業地域 準工業地域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域(※1)	工業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

※1：第2種、第3種、第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(入院施設有)、図書館、特別養護老人ホームの敷地及びその周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

【振動関係】 公害防止条例施行規則別表第2第5号

●振動の測定は、特定事業場の敷地境界線上とする。

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 午前8時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域外	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル	60 デシベル

※上表に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(入院施設有)、図書館、特別養護老人ホームの敷地及びその周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

## 9. 罰則など

### ○計画変更勧告および改善命令

特定工場等の設置・変更の届出があった場合に、特定工場等から発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことによって周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、計画変更勧告を受けることがあります。

また、計画変更勧告に従わず施設を設置した場合には、改善命令を受けることがあります。（騒音規制法第9条、第12条第2項、振動規制法第9条、第12条第2項、条例第38条、第42条第2項）

### ○改善勧告および改善命令

特定工場等から発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことによって周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、改善勧告を受けることがあります。

また、改善勧告に従わないときは、改善命令を受けることがあります。（騒音規制法第12条第1項、振動規制法第12条第1項、条例第42条第1項）

### ○罰則

虚偽の届出など適切な届出をしない場合や、改善命令に従わない場合、懲役、罰金又は過料が科せられます。（騒音規制法第29条から第31条、第33条、振動規制法第25条から第27条、第29条、条例第74条から第76条）

従業員などが業務に関して違法行為を行った場合、行為者のほかに経営者に対しても罰金が科せられます。

（騒音規制法第32条、振動規制法第28条、条例第77条）

特定施設対象施設一覧(騒音・振動)

◎…都市計画用途地域(工専除く) / ○…都市計画用途地域外 / ●…都市計画用途地域及び都市計画用途地域外

法・ 県公 害防 止条 例共 通特 定施 設	施設番号				施設の 種類	法		条例		規模または能力・その他等	
	騒音 規制法	振動 規制法	県条例			騒音	振動	騒音	振動		
			騒音	振動							
法・ 県公 害防 止条 例共 通特 定施 設	1-(イ)		4-1(一)		金属加工機械	圧延機械	◎		○	原動機の定格出力の合計が <sup>2</sup> 22.5kW以上	
	1-(ロ)		4-1(二)			製管機械	◎		○		
	1-(ハ)		4-1(三)			ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	◎		○		原動機の定格出力が3.75kW以上
	1-(ニ)	1-(イ)	4-1(四)	5-1(一)		液圧プレス(矯正プレスを除く)	◎	◎	○		
	1-(ホ)	1-(ロ)	4-1(五)	5-1(二)		機械プレス	◎	◎	○		呼び加圧能力294キロニュートン以上
	1-(ヘ)	1-(ハ)	4-1(六)	5-1(三)		せん断機	◎	◎	○		(騒音)原動機の定格出力3.75kW以上 (振動)定格出力1kW以上
	1-(ト)	1-(ニ)	4-1(七)	5-1(四)		鍛造機	◎	◎	○		
	1-(チ)	1-(ホ)	4-1(八)	5-1(五)		ワイヤーフォーミングマシン	◎	◎	○		(振動)原動機の定格出力が37.5kW以上
	1-(リ)		4-1(九)			プラスト	◎		○		タンプラスト以外であって、密閉式のを除く
	1-(ヌ)		4-1(十)			タンブラー	◎		○		
	1-(ル)		4-1(十一)			切断機(といしを用いるものに限る)	◎		○		
2		4-2		空気圧縮機及び送風機	◎		○	(騒音・振動)原動機の定格出力が7.5kW以上 (騒音規制法施行令別表第一第二号及び振動規制法施行令別表第一第二号規定に基づき、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。)			
	2		5-2	圧縮機(冷凍機に用いられるものは除く)		◎		○			
3		4-3	5-3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	◎	◎	○	○	(騒音・振動)原動機の定格出力が7.5kW以上		
4		4-4	5-4	織機(原動機を用いるものに限る)	◎	◎	○	○			
5-(イ)		4-5(一)		建設用資材製造機械	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く)	◎		○	混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上		
5-(ロ)		4-5(二)			アスファルトプラント	◎		○	混練機の混練重量が200kg以上		
	5-(イ)		5-5(一)		コンクリートブロックマシン		◎		○	原動機の定格出力の合計が <sup>2</sup> 2.95kW以上	
	5-(ロ)		5-5(二)		コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		◎		○	原動機の定格出力の合計が <sup>2</sup> 10kW以上	
6		4-6		穀物用製粉機(ロール式のものに限る)	◎		○		(騒音)原動機の定格出力が7.5kW以上		
7-(イ)	6-(イ)	4-7(一)	5-6(一)	木材加工機械	ドラムパーカー	◎	◎	○	○	(騒音)原動機の定格出力が <sup>2</sup> 2.25kW以上 (振動)定格出力2.2kW以上	
7-(ロ)	6-(ロ)	4-7(二)	5-6(二)		チップパー	◎	◎	○	○		
7-(ハ)		4-7(三)			碎木機	◎		○		製材用は原動機の定格出力15kW以上、木工用は原動機の定格出力2.25kW以上	
7-(ニ)		4-7(四)			帯のこ盤	◎		○			
7-(ホ)		4-7(五)			丸のこ盤	◎		○			
7-(ヘ)		4-7(六)			かんな盤	◎		○			原動機の定格出力が <sup>2</sup> 2.25kW以上
8		4-8		抄紙機	◎		○				
	8		5-8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機を除く)		◎		○	原動機の定格出力が30kW以上		
9	7	4-9	5-7	印刷機械(原動機を用いるものに限る)	◎	◎	○	○	原動機の定格出力が <sup>2</sup> 2.2kW以上		
10	9	4-10	5-9	合成樹脂用射出成形機	◎	◎	○	○			
11	10	4-11	5-10	鋳造型機(ジョルト式のものに限る)	◎	◎	○	○			
県公 害防 止条 例で のみ 規制 する 特定 施設			5-11(1)	金属加工の用に供する施設	圧延機械				●	原動機の定格出力の合計が <sup>2</sup> 22.5kW以上	
			5-11(2)		製管機械				●		
			5-11(3)		ベンディングマシン(ロール式のものに限る)				●		
			4-12		ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン				●	専ら災害その他非常の事態に使用するものを除く。	
			5-12		ディーゼルエンジン				●	(騒音)定格出力が3.75kW以上 (振動)定格出力が10kW以上	
			4-13		クーリングタワー				●	電動機の定格出力が0.75kW以上	
			5-13		冷凍機(空調機を含む)				●	電動機の定格出力が7.5kW以上	
			4-14		バーナー				●	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり15ℓ以上	
			4-15(1)		繊維工業の用に供する施設	動力打綿機				●	
			4-15(2)			動力混打綿機				●	
			4-15(3)			紡糸機				●	
			4-16		コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリート塊の製造機及びコンクリートブロック成型機					●	
			4-17(1)		金属製品の製造の用に供する施設	ニューマチックハンマー				●	
			4-17(2)			製てい機				●	
			4-17(3)			製びょう機				●	
		4-17(4)		打抜機					●	電動機の定格出力が2.25kW以上	
		4-17(5)		研削機					●	電動機の定格出力が1.5kW以上	
		4-18(1)		土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設	切断機				●		
		4-18(2)			せん孔機				●		
		4-18(3)			研磨機				●		

【特定施設設置等届出経路】

